

令和3年度第4回成田市環境審議会 会議録

1 日 時 令和4年3月23日(水) 13時30分～14時30分

2 場 所 成田市役所 大会議室

3 出席者

(委員)

本橋 敬之助 会長、 片岡 孝治 副会長、 富井 柁夫 委員、 藤村 葉子 委員、
原 慶太郎 委員、 岩館 和彦 委員、 小野瀬 篤嗣 委員、 佐久間 房子 委員
木村 容子 委員、 須田 恭子 委員、 根本 祥宏 委員、 幡谷 公生 委員
菅澤 麗子 委員、 田中 昌子 委員、 入江 龍夫 委員、 中山 明子 委員

江口 洋 委員

(成田市)

環境部 宮本部長

(事務局)

環境計画課：保立課長、松崎課長補佐、栗田主幹、清水係長

(説明員)

環境対策課：鶴澤課長、椎名係長

クリーン推進課：西宮課長、八代主幹、山倉係長

環境衛生課：高橋課長、關谷係長

下水道課：橋本係長、濱副主査

4 傍聴者 なし

5 会議次第

1. 開会

2. 議事

(1) 成田市生活排水対策推進計画(最終案)について

(2) 答申について

(3) その他

3. 閉会

【松崎課長補佐】

それでは定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、これより、「令和3年度第4回成田市環境審議会」を始めさせていただきます。

委員の皆様、本日は、ご多忙中のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、環境計画課の松崎と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

はじめに、お手元の資料の確認をお願いいたします。まず、「令和3年度第4回成田市環境審議会会議次第」、こちらの会議次第の裏面には配布資料一覧がありますので、併せてご覧頂ければと思います。つづいて「成田市環境審議会委員名簿」、それと、本日皆様にご持参いただくようお願いしてありました資料で、「成田市生活排水対策推進計画（最終案）」「修正点一覧」「環境審議会委員からの意見及び回答」前回の審議会の時にお配りした「成田市生活排水対策推進計画（案）」、以上となります。不足などがございましたら、お申し出願います。よろしいでしょうか。

次に、本日の審議会は、委員18名のうち17名がご出席され、過半数を超えておりますので、審議会設置条例第5条第2項の規定により、会議は成立することをご報告いたします。

それでは、早速、これより議事に入っていただきたいと思っております。議事に先立ちまして、ご案内を申し上げます。本審議会の会議は、原則公開となります。現時点では傍聴者はありませんが、もし、会議中に傍聴希望者がいらっしゃった場合には、途中から入室していただきますので、ご了承ください。では、これより議事に入っていただきます。議長は、「成田市環境審議会設置条例」第5条第1項の規定により、会長をお願いすることとなっております。本橋会長、議事進行方、よろしく願いいたします。

【本橋会長】

それでは、議事を進行します。

最初に、議題(1)の「成田市生活排水対策推進計画(最終案)について」の審議に入りたいと思います。

事前に皆様のもとに送付された「成田市生活排水対策推進計画(最終案)」は、前回の審議会において諮問を受けました案を基に、皆様から寄せられた意見なども取り入れて市の方で修正を加えた最終の案となります。それでは、まず、事務局から、前回の委員からの質疑等を含め、最終案でどのように修正がされたのか、説明を受けたいと思います。それでは、事務局、説明をお願いします。

【栗田主幹】

生活排水対策推進計画の最終案につきましては、修正点一覧をご覧ください、皆様すでにご確認いただいていることと思います。

つきましては、「環境審議会委員からの意見及び回答」について説明させていただきます。

まず、順番は前後するのですが、前回の審議会で宿題となっておりましたグリストラップについて説明いたします。

「環境審議会委員からの意見及び回答」の5ページ、番号8の回答をご覧ください。ご質問は、ラーメン店などへのグリストラップ設置は義務化されているかとのものでございます。お答えといたしましては、一般的には、飲食店ならばグリストラップを付けなければならないというように一律に義務化されているというものではなく、お店などを建築しようとする際に、建築主が建物の用途などを考慮し、基準に照らして、グリストラップを設置する必要があるかどうか自主的に判断することになっているとのことでもあります。その判断基準としては、建築基準法に基く建設省の告示において、汚水が配管設備の機能を著しく妨げたり、損傷する恐れがある物を含む場合には、^{そしゅうき}阻集器、この場合はグリストラップの事ですが、阻集

器を設けることが規定されております。

一方で、飲食店が公共下水道や農業集落排水処理施設に接続しようとする際は、排水に含まれる油分に規制値が設けられておりますので、飲食店からの接続の申請があった際はグリストラップを設置するよう市で指導しております。また、合併処理浄化槽を利用する場合はそのような規制値はございませんが、油が大量に含まれている排水を流すと浄化槽の機能を阻害してしまったり、また、配管の詰まりなどの原因にもなるため、こちらの場合もグリストラップを付ける必要があるとのことでもあります。

次に、最初の方に戻っていただいて、ここからは、ページ順にご説明いたします。

まず、1番の意見でございます。前回お示しした(案)では、項目や節の名前の多くが「～について」というものでしたが、報告書や計画書ではあまり使わないとのことでしたので、全体にわたり見直しを行いました。

2番目でございます。(最終案)の1ページにあります17行目につきまして、元々の案では「生活排水対策が導入されました」という表現でしたが、「生活排水対策が導入された」というのは漠然としていて、どういうことなのかははっきり伝わらないため、改めてはいかがか、という趣旨のご意見でした。ついては、より丁寧な説明となるよう、環境省のホームページに記載された通り修正いたしました。

3番目、4番目につきまして、(最終案)の24ページになります。一番下から2番目の行ですが、この部分は、元々は、「本計画では、河川や湖沼に流入する汚濁物質を考える上で、その排出源を」という文でしたが、「汚濁負荷の発生源という言葉を使うと良いのでは」とのご意見がありましたので、「本計画では、公共用水域に流入する汚濁負荷の発生源を」と修正いたしました。また、次の25ページの表8の表題を改めました。

続きまして、5番目、6番目に参ります。前回の(案)では、「産業排水」と「事業所排水」という言葉を使っていましたが、「違いは何か」とのご質問です。「産業

排水」という言葉については、(案)では先ほどご覧いただいた【表8】にあり、「事業所排水」という言葉は「事業所排水対策の推進」ということで、事業者から排出される排水対策を進めるという部分で使用していました。

筆者の意図としては、産業排水と事業所排水とは区別しておりませんが、調べたところ、「産業排水」は主に第1次産業、第2次産業の排水を指すとのことでしたので、表現を改めることといたしました。具体的には「事業所、工場等の排水」という形で、法律で使われている言葉に合わせました。

6番目の質問ですが、(最終案)の25ページ、表8で、産業系の汚濁負荷発生源として飲食店や旅館などが例示されております。このことに関連して、「第3次産業のものは産業系の排水ではなく生活系のものではないか」との質問であります。今回の生活排水対策推進計画は水質汚濁防止法に基づく計画ですが、水質汚濁防止法の中では、「工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透」に対して、水質基準を設けるなどして規制しております。この意味では、飲食店等は事業場に当たります。水質基準などの規制も課せられてまいります。

一方、これとは別に生活排水というのが法律の中で定められており、「炊事、洗濯、入浴など人の生活に伴い公共用水域に排出される水」と定められています。生活排水対策推進計画ではこの枠組みの中での生活排水を意味しておりますことから、飲食店等の排水は生活系の排水ではなく、産業系の排水と整理させていただいております。

続いて7番目にはあります。(案)の37ページ、(最終案)では39ページ以降になりますが、第3章の部分について、「項目や節の題目を見直しては」というご意見です。

改めて第3章を見直すと前回、2月の(案)の段階では章立ての混乱が見られましたので、委員のご指摘を踏まえつつ修正を加えたものです。

回答欄に図があるので参照していただきたいのですが、前回の（案）では、第 1 次計画、第 2 次計画の目標と実績をそれぞれ示したのち、第 2 次計画の策定につながる、第 1 次計画を総括する内容があり、そののちに第 2 次計画の最終年度である現在の状況、および、市民の意識について触れた上で、第 3 次計画の基本方針につなげております。しかしながら、これは時系列が前後しており、読者を混乱させる恐れがあると考え、時系列に並べ替えました。まず、第 1 次計画について、目標、実績、総括の順で並べ、続いて第 2 次計画について、目標、実績、総括の順で並べ、さらに市民意識調査に触れた上で次の第 3 次計画の基本方針につなげました。

9 番目に行きたいと思います。9 番目は木村委員からのご意見で、飲食店での食用油を排水口に流さないよう飲食店などへ啓発するため、「食品衛生講習会などでチラシを配布してはどうか」とのご提案です。このことにつきましては、食品衛生の関連で千葉県が外部に委託して開催する講習会でのチラシ配布となりますので、成田市だけでなく千葉県、他の市町の飲食店も関わっていますので、他の市町にも相談しながら検討したいと考えております。

それでは 10 番目に質問にまいります。「最近汚れてきた河川について、市が汚濁の源をさかのぼって調査し、汚濁源の見当がいたら千葉県に相談して事業所への立ち入り調査を増やしてもらってはどうか」というご提案になります。このことにつきましては、著しい汚濁が測定された地点につきましては、その上流の地点の状況を確認し、もし汚濁が流入する水路等が特定できた場合は千葉県と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

最後の 11 番目をご覧ください。事業場の汚濁負荷量について、「製造業、旅館業、団地、マンション、飲食店、事務所などに分けてそれぞれの排水量と負荷量をざっくり示せないか」とのご意見になります。

産業系の汚濁負荷量の推計方法は、（最終案）では 56 ページ以降に記載してご

ございますが、推計においては千葉県の工業統計など、現状で入手可能なデータを用いております。回答欄に「産業系の汚濁負荷量推計における区分（模式図）」という図がありますが、皆様に事前に郵送したものにつきまして一部罫線が消えたりしておりまして、机の上に置かせていただいた差替え分をご覧ください。

図の上の方に「特定事業場」、「製造業」、「飲食業」、「その他」とございまして、下の方に「従業員」と書いてあると思います。この図にあるように汚濁負荷量は（ア）の「特定事業場」、（イ）の「それ以外の事業場」、（ウ）「日帰り観光客」の3区分で行っており、さらに（イ）は、（イA）「従業員」によるもの、いろいろな事業所の従業員を一緒に計算しているのですが、従業員によるもの、（イB）「製造業」の業務に係るもの、製造に関わる排水、（イC）「飲食業」の業務に係るものに分けております。

入手できるデータからは、事務所やマンション、旅館等の区分までは残念ながら計算することはできませんが、この（ア）から（ウ）の区分でお示しすることができます。その結果を取りまとめたものが、下にあります「汚濁負荷量推計値」という表でございます。「事業場一般」の欄にある製造業の排水量が多いことがわかると思いますが、回答欄に記載してある通り、誤差は大きいものと考えております。

以上が「環境審議会委員からの意見及び回答」の説明となります。

前回の（案）からの修正点については「修正点一覧」に記載してあり、語句の修正などになります。こちらの方の説明については割愛させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

【本橋会長】

ただいま事務局から、各委員からの意見、それに対する事務局からの回答、それに基づいて修正された成田市生活排水対策推進計画（最終案）について説明されましたが、更に何か質問等がありましたらどうぞ挙手してお願いします。

【藤村委員】

最終案の目次を拝見しますと、3の「水質に影響を与える要因」の「3.2 生活排水処理の状況」は「3.3」と全く同じものが並んでおります。見出しが全く同じというのはよくないと思ひまして、34ページの「3.3 生活排水処理の状況」を見ますと、中身は生活排水処理人口について説明された内容だと思ひますので、どう変えてくださっても結構なのですが、私の案としては「生活排水処理人口」とすればよろしいかと思ひます。

【栗田主幹】

はい、こちらの方につきましては私の方でも伺っておりました。ご指摘の通り修正したいと思ひます。

説明を加えさせていただきます。冊子になっております最終案があると思ひますが、表紙をめくって、目次をご覧ください。こちらの第2章第3項「水質に影響を与える要因」の、「3.1 汚濁負荷発生源の区分」、「3.2 生活排水処理の状況」、「3.3 生活排水処理の状況」と同じ名前が二つ続いてございます。同じ名前が二つあるのは、これはちょっと不適當でございまして、3.3の方を「生活排水処理人口」と修正させていただきますと思ひます。

3.2を現状のままといたしまして、3.3を「生活排水処理人口」というふうに修正します。合わせて34ページの3.3の題目も「生活排水処理人口」と修正します。

【本橋会長】

藤村委員、いいですか？

【藤村委員】

厳密に言えば生活排水処理人口というのは生活排水処理の状況に含まれるのかもしませんが、生活排水処理人口というのは非常に重要な項目なので、3.3に別立てにして生活排水処理人口として、今の、3.1、3.2の下に。ご提案の通りで結構

です。

【本橋会長】

はい。わかりました。そのほか何かございませんか。各委員への回答に対して、また、最終案に対しての意見など。

【藤村委員】

最後に些末なことで申し訳ありませんが、31 ページの合併処理浄化槽の構造の例というのがございまして、前回質問があったところで、注が加えられ分かりやすくなったと思うのですが、※印の 2 番目の「その表面に貼り付いた微生物が有機物を細かく分解します」という部分は、微生物による水質浄化の一般的な言い方としてはふさわしくないかと思ひまして。

「その表面に付着した」、「貼り付いた」ではなく「付着した」、「微生物が有機物を」の次の「細かく」を取ってしまって、「細かく」というと小さくするようですが実際には水と二酸化炭素やイオンなどに分解するわけですので、「細かく」と言うより一般に「分解」とした方がよろしいと思ひますので、「その表面に付着した微生物が有機物を分解します」としてはどうでしょうか。

【栗田主幹】

では、仰る通り、「貼り付いた」というのを「付着した」と直しまして、「その表面に付着した微生物が有機物を分解します」というふうに修正したいと思ひますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。

【本橋会長】

各委員から提出された意見、提案、またそれについての回答に何か質問などあれば、よろしいでしょうか。ではご質問はもう無いようですから、次の議題に入りたいと思ひます。

次の議題(2)、前回の諮問に対する「答申について」に入らせていただきます。

この答申については、会長としては、今回、市から示された最終案は、法律の趣旨に則って作成され、さらには本審議会においても2回にわたり審議し、その中で各委員から出された意見等が十分に反映され、とりまとめられていることから、適切と認め、本審議会としては「同意する」旨をもって答申したいと思います。なお、答申書の作成については私にご一任いただき、後日皆様に郵送するというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。ありがとうございます。事務局の方もこれでよろしいでしょうか。

【栗田主幹】

はい。ありがとうございます。

【本橋会長】

では、本日最後の議題「(3) その他」についてですが、何かございますか。はいどうぞ。

【中山委員】

市内を走っていると、結構、木が切られている、かなり、樹木ですね。街路樹だけでなく山林も切られているところが多いので、環境ということを考えると、今、東京都も木を切るようなことで反対運動が起きているんですけども、成田市も、木を切ることに對してどういうふうな環境基準みたいなものがあるのか、ちょっと教えていただければと思ひまして。

【保立課長】

街路樹の剪定に係るご質問であります、特にニュータウン地区でそういった作業が進んでいる光景を目にする機会が多いと思ひます。これは以前議会で質問があつて道路の管理担当課の方でお答えしていた内容を、うろ覚えのところもあ

りますが答えさせていただきます。街路樹の剪定等につきましては道路の管理基準のようなものがありまして、それに従って剪定等をするということだったと思います。もうちょっと詳しいことは担当課の方にお問い合わせ頂きたいのですが、管理基準のようなものがある、それに従って作業をしているということだったと思います。

【中山委員】

道路に関しては当然管理基準があると思うんですけども、森林関係、例えば病院が建ったところも結構森林があったのを切られていますし、何か、ゴルフパークを作るのにも木を切るような話があったり、多く山林になっているところ、開発するために森林を傷つけるような話を聞いているので、木を切らないようにしようという世界的な動きがある中で、成田市の基準みたいなものはどの程度なのか。

「開発」と「環境を守る」ってすごくバランスをとるのは難しいと思うんですけど、その基準みたいなものはあるのかどうか伺いたい。道路だけではなくてそういったこと全体、成田市全体として、結局、切ってしまうパーセンテージはどんどん下がっていくわけですし。あと、成田市の市有地については市で何とかできますけど、民間のところまではなかなか規制ができないかと思うんですが、何か基準があるのかなというのを知りたかったんで、そこを伺いたかったんです。

【保立課長】

山林を切り開いて開発をするというような話ですと、いわゆる山林を開発するようなときは、森林法だったと思うんですけども、どれだけ残置森林を残さなくてはならないと、そういう決まりごとがあって、これは林地開発の話の中で、県の許可でそれぞれ基準に従ってやるということです。

【中山委員】

県には規制があるけども市は規制がないと受け取ってよろしいですか。

【保立課長】

林地開発の場合は市の許可ではなく県の許可ということになっておりまして、市でもそういった基準というのを持っているということではありません。

【中山委員】

わかりました。ありがとうございます。

【入江委員】

先日、市役所からごみの分別チラシの送付がありまして、その中でですね、再生可能なプラスチック、例えばスーパーの、べったり油がついたようなもの、こういうものはそのままでは出せなくて、油がついたままでは回収不可で、それを、洗剤を使って洗って回収するというので。今回、生活排水、排水が大事なんだよと。二律背反している感じがしたものですから。その場合はやはり資源回収の方を優先して、きれいにして回収した方がよいのか。私がやるのは、ごみとして捨てる。私の家内なんかは迷うみたいなんです。

もう一点、金属と缶とで分けてるんですけども、普通の食品の缶詰のような缶、例えば、お菓子の缶とか、ああいっただものは金属で出すのか缶で出すのか。この間のパンフレットみたいなのではなかなか分かりにくいんじゃないかなと、この場を借りて質問させていただきました。

【西宮課長】

クリーン推進課です。1点目、プラスチックのごみの出し方ということ。プラスチック容器包装は、容器包装ということで、食べ物であったり、商品を保護する、こちらをごみとして出す場合、プラスチック容器包装という白いごみ袋になります。これは再生を目的としておりまして、汚れの無いものということで、業者に引き渡す基準がありますので、汚れが付いたままですと、中間の種類選別の機械にかけると弾かれます。

汚れた容器包装が同じ袋に入っていると他の容器包装まで汚れてしまうということで、汚れが取れないものは可燃ごみ、青い袋に入れていただいて、ちょっと洗えば汚れがとれるものはなるべくプラスチック容器包装として資源として再利用させていただく、洗い流して再資源化することとしています。

2点目の缶ですね、缶詰だとか、飲料の缶だとか、うちの方で、ビン・缶として赤い袋で出していただくものは、缶の容量が約1リットルまでのものであれば、缶の方に出してくださいと。缶の容量が200ミリリットルとか300ミリリットル、その容量が約1リットルまでのものは缶として出してくださいとパンフレットに、字が細かくて申し訳ないんですが。大型のものは黄色い袋、金物・陶磁器・ガラス類、こちらの方へ出してください、ということをお願いいたします。

【入江委員】

プラスチックというのは敢えて汚れを取る必要はなくて、汚れたものは青い袋、ということよろしいですね。

【西宮課長】

汚れが取れないものは可燃ごみです。

【中山委員】

そうなりますと、例えば納豆の入れ物は、蓋はきれいだから白い袋に入れて、下のほう、ベタベタのは青い袋に入れなさい、と受け取れるんですけど、そういう考え方でやってほしいと市は仰っているのですか。

【西宮課長】

汚れたものはやはり資源として引き渡すことができませんので、納豆のふたは汚れがないですから切り取って白い袋へ、納豆の本体が入っている、ネバネバ、ベタベタ、なかなか取れませんね。それは青い袋になります。

【中山委員】

難しいのが冷凍食品なんですよね。冷凍というかレトルトになっていると、油のものだと洗ってもなかなか落ちなくて青いごみ袋に入れちゃうのですが、フライ等が入っているものはきれいなんですけど、ちょっと油汚れがついている。そのときに、これを青にしたらいいのか白にしたらいいのかすごく迷うんですよ。トレーが入っている場合はトレーもちょっと濯いで白い袋に入れちゃっているんですけども、厳密に言うと油分が残っていたりするんですよ。それをまた洗って捨てるとなると生活排水が増えていく、汚濁が増えてしまうので、どこまでやって良いのかが市民としては毎回迷うんです。その基準をどういうふうに明確にしているのか。

今、冷凍食品がすごく多いし、若いお母さんが皆働いてまして、すごく利用率が高いんですよ。その包装はトレーが入って包装されているという2重包装なんですよね。なので毎回「どっちに捨てるの？」と悩みながら、「いいか、青い方で」と、みんな青い方で捨てているのが現状なのです。

リサイクルプラザの運営委員だったからわかるのですが、青い袋の方が1割くらい増えてますよね。市のごみ処理場で足りなくてナリコーに出しているという状況にあるのを知っていますので、そこを減らさなきゃいけないと思うんですけど、どうやったら減らせるのか、毎回思うんですけど、悩みながら全然わからない。いちいち全部市に電話して聞いて分けると大変なので、もう少しわかりやすい表現をしていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【西宮課長】

プラスチック製容器包装の分別はかなり理解が難しいという部分がございます。私どもも説明するのが難しいところがございます。

私どもの方でお願いしているのが、再生を目的とすることから、汚れのついているものは再生できない、引き渡すことができないということですので「白い

袋で出す場合には汚れを洗い流して出してください」とお願いしています。その程度というのはそれぞれ皆さん解釈、受け取り方の違いがあるので、私どもがお願いする中では、先ほどあった冷凍食品、あれはたとえばフライが入っていても、水で軽くサッサッと流してしまえば落ちますので、その程度でリサイクルに出していただければ。カレーとかレトルトのパックですね、あれについてはなかなかとれません、洗剤入れて2、3回やっても。シャンプーの入れ物や洗剤の入れ物、柔軟剤の入れ物、きれいに取り除くことは難しいんで、それは青い袋で出してもらおう。

可能な限り、一つ手間をかけて水で洗い流すか紙で拭き取れば、白い袋にお願いします、ということで、洗い流して出してくださいとご説明しています。

【江口委員】

一つ伺います。草木は別のところに搬送していると思うのですが、竹は燃えるごみの方へ持って行ってくださいと言われるんですね。竹は再資源化できないのでしょうか。

【西宮課長】

現在、委託しております業者の業務の中で、竹は受け入れできないということになっておりますので、今のところは市では受けられないということです。受け入れ先があれば良いのですが、なかなか、枝と草、竹を分けるのは難しいことなので、今は受け入れている先の業務に応じてという状況です。

【江口委員】

竹をチップにはできるようですけどね。業者ができないというのはやむを得ないと思いますけどね。ありがとうございました。

【本橋会長】

各委員から出た問題というのは各委員に答えて終わるのではないのです。各委

員からの意見というのは一般市民の意見であり、事務局の方でしっかりと受け止めて、広報などで市民にしっかりと知らせなくてはいけないし、していただきたいと思います。

ただ、ここで話のやり取りをすると、ああでもないこうでもないと言われれば時間ばかり取られますからね。しかし、今委員の方々から提案されたことはみんな大事なことから、丁寧に広報で市民の方々に知らしめて、うまく分別できるようにしてください。

では、他に何かないですか。

【片岡副会長】

以前、し尿処理場の建て替えが行われるということで話があったと思います。生活排水の中にはし尿処理も入ると思うのですけれども、今どの程度進んでいるか教えていただけますか。

【保立課長】

し尿処理場とのことで質問いただきましたけれども、名称は浄化センターという施設が吉倉にありまして、こちらの施設につきましては昭和63年に開場してからもう34年目になるでしょうか、大分老朽化が進んでいるということで再整備を進めているところです。

この施設につきましては、再整備の場所でありましてか処理の方式などを、この3月の定例会で報告させていただきました。令和4年度は事業者選定に向けて進んでいくというようなスケジュールを立てて、令和5年度から工事に取り掛かって令和7年度中の供用開始を目指して進めていく、というようなことです。

【片岡副会長】

今、汲み取りというのはだいぶ少なくなっていると思うのですね。規模を縮小するのか、将来に向けてリサイクルできるような、今の処理先で埋め立てたり、

いろいろできる方向でやっていると思うのですけれども、将来、害がない、それが資源として使えるような方向で処理ができるのか、それがわかれば。

今、事業者の選定が行われているところで話をするのは難しいと思いますが、どのような具合でしょうか。すこし突っ込んだ話を聞きたかったんで、申し訳ない。

【保立課長】

資源化ということでお話しさせていただきますと、本市の状況にあった資源化方式というのは4つあると考えています。

一つ目は堆肥化、汚泥を堆肥にしていく、二つ目は炭化と言いまして、これも肥料などに使うのですが、燃焼させて炭にするというもの、三つ目は^{りん}燐回収と言いまして、水処理の工程の中で^{りん}燐分を回収してそれを肥料などに活用していく、四つ目は汚泥助燃剤化と言いまして、廃棄物焼却炉の中で助燃剤として活用するという方法を検討してきました。

今施設のある場所で再整備を進めていくということがあるものですから、コストの面等それぞれメリット・デメリットを比較検討してきたところなのですが、助燃剤化というのが近年施設整備で採用されているという事例が多くあって、助燃剤化というのを資源化方式とするような形で進めさせていただきたいと考えております。

【本橋会長】

はい。それでは事務局の方で何かありますか。例えば今年度、あるいは来年度における審議会の予定を含めて。

【保立課長】

それでは私から報告させていただきます。次回の環境審議会の予定についてのご案内になります。日程といたしましては、本年7月頃を目途に開催したいと考えております。議題でございますけれども、令和2年度の大気質、水質、騒音などの

測定結果をまとめた「成田市の環境」の報告でございますとか、環境基本計画の年次報告を考えております。

加えまして、本市では来年度1年間をかけて、環境基本計画の中間見直し及び次期成田市役所エコオフィスアクションの計画策定を行う予定でありますので、これら計画の見直しや策定スケジュールなどにつきましても検討しております。

いずれにいたしましても、今回同様、委員の皆様には会議に先立ち資料をご確認いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【宮本部長】

環境部長、宮本でございます。最後に私の方からよろしいですか？

生活排水対策推進計画につきましては、委員の皆様には計画の案を細部までご確認いただきまして、また、たくさんのご意見やご提案をいただき、誠にありがとうございました。今回の計画を取りまとめることができましたのも皆様のご協力があったことでございます。皆様に感謝申し上げます。

生活排水処理は私たちの生活環境を衛生的に保ち、水辺の環境を保全していく上で重要な役割を果たしております。計画の中では令和15年度の生活排水処理率を98%とすることなど、高い目標を設定しておりまして、本市では目標達成に向け、公共下水道の整備や接続の促進、合併処理浄化槽の普及、併せて啓発活動などを推進してまいります。生活排水対策につきましては、市民の皆様と共に推進していく必要があるものと考えておりますことから、委員の皆様には、今後のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。私からは以上でございます。

【本橋会長】

はい、どうもありがとうございました。では本日の審議会はこれをもって終了します。マイクを事務局にお返しします。

【松崎課長補佐】

どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。